

## 2月の大雪に係る農業被害対策について

農政部農業政策課

今回、甚大な被害を受けたハウスで育苗・生産が行われる水稲、園芸作物は本県の重要な基幹品目であることから、被害農家の経営への影響を最小限とするため、3月3日に公表された国の支援対策（追加対策）を踏まえ、市町村、生産者団体と連携して、追加の補正予算等による総合的な農業被害対策を実施してまいります。

### 1 農業関連緊急対策での主な施策 <国・市町村・生産者団体と協調し支援を実施>

#### (1) 農業生産施設の復旧・修繕対策

①【農業生産施設（育苗ハウス・生産ハウス、きのこ栽培用ハウス、畜舎、果樹棚等）の復旧・修繕（附帯実施の撤去費を含む）に要する経費に対する助成】[国・県単特別対策]

○補助率

・復旧・修繕費：最大 9/10 以内を助成<農業者の負担を最小化できる仕組みの構築>

(国 5/10、県と市町村が 4/10 以内でそれぞれ 1/2 を協調して支援)

・撤去費：農業者負担がないよう定額(基準単価の範囲内)を助成

(国 5/10、県と市町村が 5/10 のそれぞれ 1/2 を協調して支援)

②【①の施設の緊急な復旧・修繕のための除雪経費に対する助成】[県単特別対策]

○補助率：市町村の支出した被害対策事業費の 1/2 以内を助成

#### (2) 農作物被害対策・苗の確保対策

【代作用種苗、病虫害の緊急防除農薬、被害果樹復旧資材等の購入に対する助成】[県単]

○補助率：市町村の支出した被害対策事業費の 1/2 以内を助成

【育苗施設被害で種苗確保が困難となる地域の水稲、野菜、花きの種苗確保対策】[国特別対策]

県段階の農業団体が国の直接助成を受け、種苗の緊急確保活動を実施

#### (3) 被害農業者の経営安定対策

【農協等が行なう雪害対策資金（限度額 500 万円・貸付期間 7 年）の無利子化に必要な助成】

○補助率：市町村の利子補給額の 1/2 以内を助成

[県単特別対策]

### 2 その他の支援策

○国の事業を活用したJA等の共同育苗ハウス整備・果樹の改植等への支援 等

○3月20日時点の積雪量により農作物残雪対策を実施

補正、2億(25~26年)